

茨城県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港 則 法 適 用	ビ ジ タ ー 受 入	指 定 年 月 日	区域変更 年月日	離島・ 半島	有人国 境離島	備 考
1810010	日高	ヒダカ	1	日立市	日立市	川尻		○			S27.10.21				
1810020	会瀬	オウセ	1	日立市	茨城県	久慈町		○	○		S26.7.10				
1810030	水木	ミスキ	1	日立市	茨城県	久慈浜丸小		○			S27.10.21				
1810031	磯崎	イソザキ	1	ひたちなか市	茨城県	磯崎		○	○		S27.11.24	H6.8.16			
1810033	磯浜	イソハマ	1	東茨城郡大洗町	茨城県	大湊沼					S27.11.24				(内水面)
1810035	松川	マツカワ	1	東茨城郡大洗町	大洗町	大湊沼					S56.9.11				(内水面)
1810040	白浜	シラハマ	1	行方市	行方市	きたうら広域					S38.7.23	H17.11.1			(内水面)
1810050	麻生	アソウ	1	行方市	茨城県	麻生					S27.10.21	H17.11.1			(内水面)
1810060	小高	オダカ	1	行方市	行方市	麻生					S27.10.21	H17.11.1			(内水面)
1810070	五町田	ゴチョウダ	1	行方市	行方市	麻生					S27.10.21	H17.11.1			(内水面)
1810080	荒宿	アラジユク	1	行方市	行方市	霞ヶ浦					S27.10.21	H17.11.1			(内水面)
1810090	志戸崎	シトザキ	1	かすみがうら市	かすみがうら市	霞ヶ浦					S27.10.21				(内水面)
1810100	牛渡	ウシワタ	1	かすみがうら市	かすみがうら市	霞ヶ浦					S27.10.21				(内水面)
1810110	沖宿	オキジユク	1	土浦市	土浦市	霞ヶ浦					S27.10.21				(内水面)
1810120	木原	キハラ	1	稲敷郡美浦村	美浦村	霞ヶ浦					S34.12.15				(内水面)
1810130	安中	アンジユク	1	稲敷郡美浦村	美浦村	霞ヶ浦					S27.10.21				(内水面)
1810140	広浦	ヒロウラ	1	東茨城郡茨城町	茨城町	大湊沼					S41.11.18				(内水面)
1810150	太田	オオタ	1	神栖市	神栖市	常陸川					S44.9.6	H17.9.29			(内水面)
1810160	手賀	テガ	1	行方市	行方市	霞ヶ浦					S48.5.16	H17.11.1			(内水面)
1830005	平潟	ヒラカタ	3	北茨城市	茨城県	平潟		○	○		S26.7.10	H10.1.27			
1830010	大津	オオツ	3	北茨城市	茨城県	大津		○	○		S26.7.10	H1.6.28			
1830020	久慈	クジ	3	日立市	茨城県	久慈町 久慈浜丸小		○	◎		S26.7.10				
1830030	那珂湊	ナカミナト	3	{ ひたちなか市 東茨城郡大洗町	茨城県	那珂湊	1	○	○		S26.7.10	H6.5.9			
1830040	波崎	ハサキ	3	神栖市	茨城県	はさき	2	○	○		S26.7.10	H17.7.27			

(注)

- 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
- 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
- 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
- ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
- 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
- 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。